

平成28年11月18日

各位

株式会社 紀陽銀行

当行グループ会社の特例子会社認定について ～障がいのある方の雇用促進に取り組んでいます～

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、平成28年11月17日（木）、当行グループ会社である紀陽ビジネスサービス株式会社について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社^{（*1）}の認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、障がい者の雇用機会を創出し、地域社会へ貢献することを目的とした取り組みにより、認定を受けたものです。

なお、認定時点における障がい者実雇用率^{（*2）}は、紀陽銀行と今回認定を受けた紀陽ビジネスサービス株式会社との合算で2.19%となりました。

紀陽銀行では、今後もグループ全体で障がいのある方の雇用に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 紀陽ビジネスサービス株式会社の概要

所在地	和歌山市中之島2240番地
代表者	代表取締役 高関 文雄
従業員数	16名（うち、障がい者6名）
事業内容	当行文書の印刷・管理業務および各種書類の封入・発送業務 他

2. 特例子会社の認定を受けた日 平成28年11月17日（木）

*1「特例子会社」

障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社であり、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣の認定を受けた会社のことをいいます。認定された場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を算定することができます。

*2「障がい者実雇用率」

障がい者の雇用義務（法定雇用率2.00%）は、原則として個々の事業主ごとに課されておりますが、現時点で、紀陽銀行の障がい者実雇用率も2.00%を達成しております。

以上